（日時を定めてする使用制限）

**第五条**　経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者等が供給する電気を使用する者であって、一の需要設備についての契約電力の値が五十キロワット以上であるものは、経済産業大臣が指定する期間においては、経済産業大臣が一週につき二日を限度として指定する日数又は経済産業大臣が指定する日及び時間には、当該需要設備については、保安用その他の経済産業大臣が指定する用途以外の用途に当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2　第一条第二項の規定は、前項の規定による制限に準用する。

（制限の緩和）

**第六条**　経済産業大臣は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めるときは、経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。

（賃貸事業者等の努力義務）

**第七条**　第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者（同条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備以外の需要設備を有しないものを除く。次条において同じ。）及び関係電気使用者は、当該需要設備の一部を賃貸している場合は、第一条第一項又は第二条第一項の規定による電気の使用の制限が行われたときは、賃借している事業者（以下この条において「賃借事業者」という。）に係る使用電力量及び使用電力の値の把握並びに当該賃借事業者に対する当該情報の提供に努めなければならない。

2　賃借事業者は、当該情報を活用しつつ、一般電気事業者等が供給する電気の使用の抑制に努めなければならない。

（使用状況の報告）

**第八条**　第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者及び関係電気使用者は、同条第一項又は第二条第一項の規定による電気の使用の制限が行われたときは、経済産業大臣が指定する期日までに、それぞれ様式第四又は様式第五（指定関係電気使用者にあっては、様式第六）により、当該制限が行われた期間における電気の使用状況に関する報告書にその写し二通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三条第二項の規定による指定を他の関係電気使用者と共同で受けている場合には、当該指定に係る特定指定期間等における電気の使用状況に関し、当該関係電気使用者と共同して当該報告書を提出しなければならない。

（受電の届出及び勧告）

**第九条**　経済産業大臣が指定する地域において、一の需要設備の受電電力の容量が経済産業大臣が指定する容量以上の受電電力の容量をもって一般電気事業者等から受電をしようとする者又は現に一般電気事業者等から受電をしている者であって増加しようとする受電電力の容量が当該指定する容量以上である者は、経済産業大臣が指定する期間においては、受電開始の三十日前までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　受電電力の容量及び受電開始の日

二　需要設備の設置の場所

2　経済産業大臣は、前項の届出があった場合において、当該受電が電気の供給の不足をもたらし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、当該受電の開始前に限り受電をしようとする容量を削減すべきことを勧告することができる。

3　第一項の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に様式第八の受電（増加）届出に関する説明書を添えて提出しなければならない。

（公示等）

**第十条**　第三条第一項第五号、第四条から第六条まで及び前二条の規定による経済産業大臣の指定は、その内容を官報に公示することによって行う。

2　第一条及び第二条の規定による経済産業大臣の指定は、その内容を官報に公示し、関係電気使用者に通知することによって行う。

3　第三条第二項、第四項、第六項及び第七項の規定による経済産業大臣の指定又は指定の取消しは、その内容を関係電気使用者に通知することによって行う。

（提出）

**第十一条**　電力共同抑制申請書、第三条第四項及び第五項の申請書、第八条の報告書並びに第九条第三項の届出書及び説明書の提出については、当該申請書等が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。ただし、電磁的方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

**様式第1**（第3条関係）

電力共同抑制申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電気使用制限等規則第3条第1項の規定による確認を受けたいので申請します。

1　連絡担当者

| | |
|---|---|
| 関係電気使用者の名称 | |
| 所　属　部　課 | |
| 氏　　名 | |
| 電　　話 | |
| F　A　X | |
| e－mail | |

注　1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2　他の関係電気使用者と共同して提出する場合は、氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）をそれぞれ記載し、押印すること。なお、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは別紙1に記載すること。

3　電気の使用を連携させて抑制を行う需要設備ごとの関係電気使用者の名称及び規則第10条第2項の規定に基づき通知された需要設備番号を別紙2に記載すること。

4　複数の需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することの説明等を別紙3に記載すること。